

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構業務方法書

平成 19 年 10 月 1 日付け総務省総郵貯第 210 号認可
変更:平成 20 年 7 月 28 日付け総務省総情貯第 11 号認可

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 郵便貯金管理業務

第 1 節 郵便貯金管理業務に関する総則 (第 4 条・第 5 条)

第 2 節 郵便貯金に関する業務

第 1 款 通則 (第 6 条—第 8 条)

第 2 款 積立郵便貯金 (第 9 条—第 11 条)

第 3 款 定額郵便貯金 (第 12 条)

第 4 款 定期郵便貯金 (第 13 条・第 14 条)

第 5 款 住宅積立郵便貯金 (第 15 条—第 17 条)

第 6 款 教育積立郵便貯金 (第 18 条—第 20 条)

第 7 款 据置期間経過貯金 (第 21 条)

第 8 款 預金者貸付け (第 22 条—第 24 条)

第 9 款 地方公共団体に対する貸付け (第 25 条)

第 10 款 借入金 (第 26 条)

第 3 節 軍事郵便貯金等の特別処理 (第 27 条)

第 4 節 株式会社日本政策金融公庫等の貸付けの申込みの受理等に関する業務 (第 28 条)

第 5 節 郵便貯金管理業務の委託 (第 29 条—第 31 条)

第 3 章 簡易生命保険管理業務

第 1 節 簡易生命保険に関する業務

第 1 款 保険金額等の限度額の管理 (第 32 条)

第 2 款 保険料の払込み、保険金、年金、還付金等の支払 (第 33 条—第 38 条)

第 3 款 契約関係者の異動 (第 39 条)

第 4 款 保険契約の変更 (第 40 条)

第 5 款 保険契約の復活 (第 41 条・第 42 条)

第 6 款 質問表及び保険証書の記載事項 (第 43 条)

第 7 款 契約者配当 (第 44 条)

第 8 款 契約者貸付 (第 45 条)

第 9 款 地方公共団体に対する貸付け (第 46 条)

第 10 款 借入金 (第 47 条)

第 11 款 特則 (第 48 条—第 51 条)

第 2 節 再保険の契約 (第 52 条)

第 3 節 簡易生命保険管理業務の委託 (第 53 条)

第 4 章 郵便貯金資産の運用 (第 54 条—第 57 条)

第 5 章 簡易生命保険資産の運用 (第 58 条—第 64 条)

第 6 章 業務の委託 (第 65 条)

第 7 章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (第 66 条・第 67 条)

第 8 章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項 (第 68 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適切かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するため、その業務を的確、公正かつ効率的に運営する。

(用語)

第3条 この業務方法書において使用する用語は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「法」という。）、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定、整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定、整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定、整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定及びこれらに基づく命令において使用する用語の例による。

第2章 郵便貯金管理業務

第1節 郵便貯金管理業務に関する総則

(利用の制限及び郵便貯金管理業務の停止)

第4条 機構は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため郵便貯金管理業務の一部の利用を制限し、又は郵便貯金管理業務の一部を停止するときは、制限する利用の範囲又は停止する郵便貯金管理業務の内容、期間その他必要な事項を公表する。

(非常取扱い)

第5条 機構は、天災その他非常の災害があった場合において必要と認めるときは、郵便貯金管理業務の取扱いに関し、次に掲げる便宜の取扱いを行うものとする。

(1) 貯金の払戻金の払渡し又は預金者に対する貸付け等の手続について、預金者その他の災害を受けた者の便宜を図るため必要な取扱いをすること。

(2) 印章を亡失した者に対しぼ印の使用を認めること。

2 前項第1号の規定による取扱いをする場合において機構が必要と認めるときは、相当の保証人を立てさせるものとする。

3 機構は、第1項に規定する便宜の取扱いをするときは、当該取扱いの内容、期間、取扱場所その他必要な事項を定め、これを公表する。

第2節 郵便貯金に関する業務

第1款 通則

(貯金総額及び貸付総額の管理)

第6条 機構は、旧郵便貯金法第10条に規定する郵便貯金に係る貯金総額及び同法第65条に規定する貸付金の総額の管理を適正に行うため、実施要領を定め、これに従い当該管理に関する事務を行うものとする。

2 機構は、郵政民営化法（平成17年法律第97号。以下「民営化法」という。）第159条第1項の規定に従い、郵便貯金銀行に対し、機構が受け入れている郵便貯金に係る情報をその求めに応じいつでも提供するものとする。

(郵便貯金及び郵便貯金を担保とする貸付金の利子の計算方法)

第7条 郵便貯金の利子及び郵便貯金を担保とする貸付金の利子の計算方法は、旧郵便貯金法第13条及び次に定めるところによるほか、機構が定めるところによるものとする。

- (1) 据置期間経過貯金（整備法附則第1項第1号に掲げる郵便貯金をいう。以下同じ。）及び定期郵便貯金の利子は、日割利率（年当たりの利率を365で除して得た割合とする。）により計算し、据置期間経過貯金及び定期郵便貯金以外の貯金の利子は、月割利率により計算する。
- (2) 積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金の利子は、1年複利により、定額郵便貯金並びに預入期間が3年及び4年の定期郵便貯金の利子は、半年複利により計算する。
- (3) 預入期間が1月以上3年未満の定期郵便貯金の利子は、預入期間が経過する日を区切り、これを元金に加える。ただし、預入期間が2年の定期郵便貯金の利子については、第13条に規定する機構が定めるところにより算出して得られる利子に相当する額を控除した金額を元金に加えるものとする。
- (4) 郵便貯金を担保とする貸付金の利子は、貸付けの日の翌日から弁済の日までの期間について、日割利率により計算する。

（郵便貯金の特別な取扱い）

第8条 機構は、旧郵便貯金法第31条の2第1項に規定する取扱いとして、残高の証明書の発行の取扱いを行うものとする。

第2款 積立郵便貯金

（積立郵便貯金の預入）

第9条 積立郵便貯金の預入は、現金又は小切手その他機構が適当と認める証券又は証書（以下「証券等」という。）により行うものとする。

- 2 積立郵便貯金の1回の預入金額は、1,000円以上の金額とする。ただし、100円未満の端数を付けることができないものとする。
- 3 前項の金額は、毎回同額でなければならない。ただし、預金者は、機構の定めるところにより、1年以内に1回以内において当該金額を減額変更することができるものとする。

（積立郵便貯金の払戻し）

第10条 機構は、預金者から通帳及びその他機構所定の書類を提出して払戻しの請求があった場合その他機構が適当と認める方法により請求を受け付けた場合には、払戻金を交付し、第30条に規定する営業所等において、現金の交付に代えて、機構の定めるところにより、第29条第1項の規定により郵便貯金管理業務の一部の委託を受けた者を支払人とし、当該営業所等を支払場所とする小切手を振り出させるものとする。

- 2 機構は、前項に定めるほか、機構が発行する払戻証書と引換えに払戻金を払い渡すものとする。

（団体取扱い）

第11条 機構が旧郵便貯金法第8条の規定により団体取扱いをする郵便貯金は、積立郵便貯金とする。

- 2 団体取扱いをする積立郵便貯金は、団体に属する者がその団体の取りまとめ人を通じて各別の名義とする積立郵便貯金とする。
- 3 その預金者が10名に満たない団体については、団体取扱いをしないものとする。

第3款 定額郵便貯金

（定額郵便貯金の払戻し）

第12条 機構は、預金者から貯金証書及びその他機構所定の書類を提出して払戻しの請求があった場合その他機構が適当と認める方法により請求を受け付けた場合には、払戻金を交付し、又は第30条に規定する営業所等において、現金の交付に代えて、機構の定めるところにより、第29条第1項の規定により郵便貯金管理業務の一部の委託を受けた者を支払人とし、当該営業所等を支払場所とする小切手を振り出させるものとする。

- 2 機構は、前項に定めるほか、機構が発行する払戻証書と引換えに払戻金を払い渡すものとする。
- 3 機構は、機構が定めるところにより、預金者の請求があったときは、預金者が指定した期日に定額郵便貯金の払戻しを行うものとする。

第4款 定期郵便貯金

(中間利子定期郵便貯金)

第13条 機構は、預入期間が2年の定期郵便貯金について、その預入の日の翌年の応当日(応当日がないときは、預入の月の翌年の応当月の翌月初日)に払戻しの請求があったものとして機構が定めるところにより算出して得られる利子に相当する額を預入期間が1年の定期郵便貯金(以下「中間利子定期郵便貯金」という。)に預入する取扱いを行うものとする。

(定期郵便貯金の払戻し)

第14条 定期郵便貯金の払戻しについては、第12条第1項及び第2項の規定を準用する。

第5款 住宅積立郵便貯金

(住宅積立郵便貯金の預入)

第15条 住宅積立郵便貯金の預入については、第9条第1項の規定を準用する。

2 住宅積立郵便貯金の1回の預入金額は、5,000円以上の金額とする。ただし、1,000円未満の端数を付けることができないものとする。

3 前項の金額は、毎回同額でなければならないものとする。ただし、預金者は、機構の定めるところにより、1年以内に1回以内において当該金額を減額変更することができるものとする。

4 住宅積立郵便貯金の預入金額の合計額は、次に掲げる沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けようとする資金の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内とする。

(1) 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和47年政令第186号)第1条の2第1項第1号又は第9号に規定する資金 420,000円以上500,000円以下

(2) 前号以外の資金 240,000円以上500,000円以下

(住宅積立郵便貯金の払戻し)

第16条 住宅積立郵便貯金の払戻しについては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

(住宅資金貸付けのあっせん)

第17条 機構は、住宅積立郵便貯金の預金者のうち次の各号に掲げる要件に該当する者に対して住宅資金貸付けのあっせんを行うものとする。

(1) 最初の預入の申込みをするときに、旧郵便貯金法第60条の規定による機構のあっせんを受けて沖縄振興開発金融公庫から住宅資金の貸付けを受けることを希望する時期を、その申込みをしようとする貯金の据置期間が経過する1年前(据置期間が2年未満の場合は、預入の日から起算して1年を経過した日)から据置期間の経過後2年までの期間のうちから年度をもって指定し、かつ、その年度に住宅資金の貸付けを受けようとする者であること。

(2) 据置期間が経過するまでに預入すべき預入金額を預入している者であること。

第6款 教育積立郵便貯金

(教育積立郵便貯金への預入)

第18条 教育積立郵便貯金の預入については、第9条第1項の規定を準用する。

2 教育積立郵便貯金の1回の預入金額は、10,000円以上で5,000円の倍数の金額とする。ただし、預入金額の合計額が2,000,000円を超えることとなる金額を1回の預入金額とすることができないものとする。

3 前項の金額は、毎回同額でなければならないものとする。ただし、預金者は、機構の定めるところにより、1年以内に1回以内において当該金額を減額変更することができるものとする。

(教育積立郵便貯金の払戻し)

第19条 教育積立郵便貯金の払戻しについては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

(教育資金貸付けのあっせん)

第20条 機構は、教育積立郵便貯金の預金者のうち次の各号に掲げる要件に該当する者に対して教育資金貸付けのあっせんを行うものとする。

(1) 教育を受けようとする者又は教育を受けている者等が教育を受けることにつき、旧郵便貯金法第63条の2の規定による機構のあっせんを受けて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする者であること。

(2) 据置期間が経過するまでに預入すべき預入金額を預入している者であること。

第7款 据置期間経過貯金

(据置期間経過貯金の払戻し)

第21条 据置期間経過貯金の払戻しについては、第10条の規定を準用する。

第8款 預金者貸付け

(貸付金の金額)

第22条 機構は、預金者の生活上の必要を満たすため、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第235号。以下「整備政令」という。)附則第2条の規定によりなお効力を有するものとされる整備政令第1条による廃止前の郵便貯金法施行令(昭和46年政令第298号。以下「旧郵便貯金法施行令」という。)第2条に規定する貸付金の総額の制限額の範囲内において、次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ当該各号に掲げる金額に10分の9を乗じて得た額に相当する金額の範囲内で貸付けを行うものとする。

- (1) 積立郵便貯金を担保とする貸付金 貸付けの申込みの日における当該貯金の預入金の合計金額。ただし、当該貯金が証券等による預入に係る積立郵便貯金で、当該証券等につきその表示する金額による決済又は払渡しの前である場合は、預入金の合計金額からその証券等による預入金額を控除した金額とする。
- (2) 定額郵便貯金を担保とする貸付金 貸付けの申込みの日における当該貯金の元利合計金額とする。ただし、機構が必要と認める場合は、預入金額とすることがあるものとする。
- (3) 定期郵便貯金を担保とする貸付金 貸付けの申込みの日における当該貯金の元利合計金額とする。ただし、当該貯金が預入期間が2年の定期郵便貯金又は中間利子定期郵便貯金である場合は、預入金額とする。

2 貸付金の金額には、1,000円未満の端数を付けることができないものとする。

(貸付けの更新)

第23条 機構は、機構が定める期間内に、貸付けの貸付期間が満了する日における当該貸付金の利子に相当する現金又は証券等及び貸付けの担保とした郵便貯金の通帳又は貯金証書を添えて預金者から請求があったときは、1回に限り貸付けを更新する取扱いを行うものとする。

(自動貸付けの取扱い)

第24条 機構は、第29条第1項の規定により郵便貯金管理業務の一部の委託を受けた者の預金者が当該者との間で自動貸付の取扱いの利用に関する契約を締結している場合で、当該契約に係る預金の現在高を超える払戻しの請求があった場合には、当該預金者があらかじめ担保とすることを申し出て預入した定額郵便貯金又は定期郵便貯金(預入期間が3月、6月、1年、2年、3年又は4年のものに限る。)を担保とする貸付けの取扱いを行うものとする。

2 前項の貸付けの貸付金の金額は、担保とする定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預入金額に10分の9を乗じて得た額に相当する金額の範囲内とする。

3 前項の貸付けの取扱いに係る貸付金の金額については、第22条第2項の規定は適用しないものとする。

第9款 地方公共団体に対する貸付け

(地方公共団体に対する貸付け)

第25条 地方公共団体に対する貸付けは、関係行政機関と連絡を図り、法令に従い行うものとする。

第10款 借入金

第26条 機構は、預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付けをする場合には、その原資に充てるため、法第26条の認可を受けた範囲内で、借入金をするものとする。

第3節 軍事郵便貯金等の特別処理

(軍事郵便貯金等の特別処理)

第27条 機構は、法令の定めるところにより、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替貯金等の特別処理に関する取扱いを行うものとする。

第4節 株式会社日本政策金融公庫等の貸付けの申込みの受理等に関する業務

(株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から委託された事務)

- 第28条 機構は、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第2号の下欄に掲げる資金の貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する事務を取り扱うものとする。
- 2 機構は、沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、沖縄振興開発金融公庫法第20条第2項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する事務を取り扱うものとする。
- 3 前2項の委託された業務は、法令並びに当該委託契約等に従って処理する。

第5節 郵便貯金管理業務の委託

(郵便貯金管理業務の委託)

- 第29条 機構は、法第15条第1項の規定に基づき、銀行その他の者との契約により郵便貯金管理業務の一部を委託する。
- 2 前項の委託契約の締結に当たっては、次のいずれにも該当するものでなければならないものとする。
- (1) 当該委託が郵便貯金の預金者の保護の観点から適当なものであること
- (2) 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること
- 3 第1項の委託契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 委託業務の目的及び内容
- (2) 委託業務の実施方法
- (3) 委託業務に係る経費
- (4) 委託業務に関する遵守事項及び禁止事項
- (5) 個人情報の保護その他の秘密の保持に関する事項
- (6) その他必要な事項
- 4 機構は、第1項から前項までの規定により郵便貯金管理業務の一部の委託を受けた者から法第15条第4項の規定に基づき申出があるときは、第1項の委託契約において再委託に関する事項を定め、郵便貯金管理業務の一部の委託を受けた者に対し当該業務の一部の再委託に関し同意することができる。
- 5 前項の規定は、同項の規定により郵便貯金管理業務の一部の再委託を受けた者から法第15条第5項の規定に基づき当該再委託を受けた郵便貯金管理業務の一部の再委託について申出があった場合について準用する。

(郵便貯金管理業務の委託業務の取扱範囲及び取扱場所)

- 第30条 法第15条第1項の規定による委託及び同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による再委託に係る業務（以下「郵便貯金委託業務」という。）の取扱範囲は、当該委託及び再委託に係る契約において定める。
- 2 郵便貯金委託業務は、法第15条第1項の規定による委託及び同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者（以下「郵便貯金管理業務受託者等」という。）の本支店又は出張所その他の営業所（以下「営業所等」という。）において取り扱うものとする。

(営業所等における営業日及び営業時間)

- 第31条 営業所等における郵便貯金管理業務の営業日及び営業時間は、郵便貯金管理業務受託者等が行う業務に係る営業日及び営業時間と同等以上の営業日及び営業時間を確保させるものとする。

第3章 簡易生命保険管理業務

第1節 簡易生命保険に関する業務

第1款 保険金額等の限度額の管理

(保険金額等の限度額の管理)

- 第32条 機構は、被保険者1人につき、民営化法第158条及び郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）第9条から第11条の規定による、旧簡易生命保険法第3条の規定による簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）の保険金額等の限度額の管理を適正に行うため、実施要領を定め、これに従い当該管理に関する事務を行うものとする。
- 2 機構は、民営化法第159条第3項の規定に従い、郵便保険会社に対し、保険契約に係る情報をそ

の求めに応じいつでも提供するものとする。

第2款 保険料の払込み、保険金、年金、還付金等の支払

(保険料の払込み)

第33条 保険契約の保険料は、保険料払込期間中、第35条各号に規定する保険料の払込方法により、簡易生命保険約款（以下「保険約款」という。）の定める期間に収受する。

2 前項の保険料は、月掛にあっては月ごとの効力発生応当日から次の月ごとの効力発生応当日の前日までの期間に、半年掛にあっては半年ごとの効力発生応当日から次の半年ごとの効力発生応当日の前日までの期間に充当する。

3 保険料の払込猶予期間は、第1項の保険約款の定める期間経過後3か月目（定期保険（旧簡易生命保険法第47条の2第1項に規定する保険約款の定めるところにより保険期間を更新することができるものに限る。第48条において職域保険という。）の保険契約にあっては2か月目）の月における月ごとの効力発生応当日の前日までとする。

4 保険契約者が保険料を払い込まないで前項の猶予期間を経過したときは、保険契約はその効力を失うものとする。

(保険料の前納)

第34条 機構は、保険契約者から保険料の前納の申出があった場合には、保険約款及び保険料の算出方法書の定めるところにより保険料を割り引くものとする。

2 機構は、保険料の前納払込みがあった後、保険契約の消滅その他の保険約款の定める事由によりその直後の月ごとの効力発生応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、保険約款及び保険料の算出方法書の定めるところにより、これを保険契約者等に還付する。

(保険料の払込方法)

第35条 保険料の払込方法については次のとおりとする。

- (1) 集金払込み
- (2) 窓口払込み
- (3) 口座払込み

(保険料の払込免除及び払込不要)

第36条 機構は、保険約款の定めるところにより、被保険者又は保険契約者が一定の身体障害の状態等となった場合には、以後の保険料の払込みを免除又は不要とする。

2 前項の保険料の払込みを免除又は不要とした場合の被保険者のために積み立てられるべき金額は、保険料の算出方法書の定めるところにより積み立てるものとする。

(保険金等の支払)

第37条 保険金、年金、還付金、契約者配当金及び還付すべき保険料その他機構が定める金額（以下「保険金等」という。）については、保険約款の定めるところにより支払うものとする。

2 被保険者（契約者死亡後自動継続養老保険及び契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約者を含む。以下この条、第42条及び第51条において同じ。）の生死が不明の場合であっても、保険契約者又は保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと機構が認めたときは、被保険者が死亡したものとみなして取り扱うものとする。

(保険金等の支払時期及び支払場所)

第38条 機構は、保険金等の支払請求があった場合で、その支払請求が機構の定める要件を満たす場合には、保険金等の即時払の取扱いをする。

2 機構は、保険金等の支払請求があった場合には、前項の取扱いによる場合のほか、機構の定めるところにより、保険金等の支払を受けるべき者に支払通知書を交付し、その者が支払通知書の提出を行うことにより保険金等を支払う取扱い、又は保険金等の支払を受けるべき者が指定する口座に保険金等を払い込む取扱いをする。

第3款 契約関係者の異動

(保険契約者の地位の任意承継における危険の選択)

第39条 保険契約者の地位の任意承継（機構の承諾を要するものに限る。）の請求に対する危険の選択は、承継の請求をしようとする者の健康状態、病歴等について機構の定める審査基準に基づいて行うものとする。

2 前項の危険の選択は、機構所定の質問表に掲げる質問事項に対する承継の請求をしようとする者の健康状態等についての告知、承継の請求をしようとする者の面接観査結果又はその他の方法による結果に基づいて行うものとする。

第4款 保険契約の変更

(危険の選択を要しない保険契約の変更)

第40条 機構は、保険約款及び保険料の算出方法書の定めるところにより、危険の選択を要しない保険期間の短縮変更、保険金額の減額変更その他の保険契約の変更の取扱いを行うものとする。

第5款 保険契約の復活

(保険契約の復活の手続き)

第41条 保険料の払込猶予期間を経過したため効力を失った保険契約について、保険契約者から保険契約の復活の申込みがあった場合には、保険約款の定めるところにより、保険契約の復活の申込みの受理を行い、その申込みを承諾したときは、保険証書に保険契約復活の旨を記載して保険契約者に交付する。

(保険契約の復活における被保険者の選択)

第42条 前条の保険契約の復活の申込みに対する危険の選択は、被保険者の健康状態、病歴等について機構の定める審査基準に基づいて行うものとする。

2 前項の危険の選択は、機構所定の質問表に掲げる質問事項に対する被保険者の健康状態等についての告知、被保険者の面接観査結果又はその他の方法による結果に基づいて行うものとする。

第6款 質問表及び保険証書の記載事項

(質問表及び保険証書の記載事項)

第43条 第39条第2項及び第42条第2項の機構所定の質問表に掲げる質問事項は、次に掲げる事項のうち、保険契約に応じ、機構が必要と認める事項とする。

- (1) 現在を含む最近3か月間の健康状態に関する事項
- (2) 最近3年間の既往症又は受傷に関する事項
- (3) 最近3年間の健康診断等の検査結果に関する事項
- (4) 糖尿病に係る既往症及び健康状態に関する事項
- (5) 高血圧症に係る既往症及び健康状態に関する事項
- (6) がん又は肉しゅに係る既往症及び健康状態に関する事項
- (7) 出生時及び発育の状況に関する事項

2 保険証書の記載事項は、次に掲げる事項のうち、保険契約に応じ、機構が必要と認める事項とする。

- (1) 保険種類
- (2) 保険金額
- (3) 一時払充当部分の保険金額
- (4) 生存保険金の支払事由発生日
- (5) 保険期間及びその終期
- (6) 年金額
- (7) 一時払充当部分の年金額
- (8) 年金支払開始年齢
- (9) 年金支払期間又は保証期間
- (10) 年金支払開始期及び毎年の年金支払月日
- (11) 保険料額
- (12) 保険料払込みの種類
- (13) 保険料払込期間及びその終期
- (14) 保険契約者の氏名又は名称、性別及び生年月日
- (15) 保険契約者の代表者の氏名
- (16) 被保険者の氏名、性別及び生年月日
- (17) 指定保険金受取人の氏名又は名称
- (18) 保険金受取人の指定変更権放棄の旨
- (19) 年金受取人の氏名

- (20) 保険契約の効力発生日
- (21) 変更増額契約、保険期間延長契約又は払込期間延長契約の効力発生日
- (22) 保険証書作成年月日
- (23) 保険証書記号番号
- (24) 非課税扱いの旨

第7款 契約者配当

(契約者配当)

第44条 契約者配当をする時期については保険約款の定めるところによるものとする。

- 2 契約者配当金の分配額については、保険料の算出方法書の定める配当基準、計算方法等に基づき個々の保険契約に分配する。

第8款 契約者貸付

(契約者貸付)

第45条 機構は、保険契約者から契約者貸付の請求があった場合には、保険約款の定めるところにより、保険料の算出方法書の定める貸付可能額の範囲内において貸付を行うものとする。

- 2 前項の契約者貸付の貸付利率は、当該保険契約の予定利率、市場金利及び契約者貸付に要する費用等を考慮して機構が定めるものとする。
- 3 第38条の規定は、契約者貸付金について準用する。

第9款 地方公共団体に対する貸付け

(地方公共団体に対する貸付け)

第46条 地方公共団体に対する貸付けは、関係行政機関と連絡を図り、法令に従い行うものとする。

第10款 借入金

第47条 機構は、契約者貸付及び地方公共団体に対する貸付けをする場合には、その原資に充てるため、法第26条の認可を受けた範囲内で、借入金をするものとする。

第11款 特則

(職域取扱い及び団体取扱い)

第48条 機構は、保険約款の定めるところにより、職域保険の保険契約について、保険料の払込みに係る職域取扱いを行うものとする。

- 2 機構は、保険約款の定めるところにより、団体取扱いを受けることができる団体及び当該団体に属する者を保険契約者とする保険契約について、保険料の払込みに係る団体取扱いを行うものとする。

(非常取扱い)

第49条 機構は、天災その他非常の災害があった場合においてその災害を受けた加入者の緊急な需要を満たすため必要があると認めるときは、保険約款の定めるところにより、非常取扱いを行うものとする。

- 2 機構は、前項に規定する取扱いをするときは、当該取扱いの内容、期間、取扱場所その他必要な事項を定め、これを公表する。

(中立な審査手続の整備)

第50条 機構は、簡易生命保険の契約上の権利義務に関する事項について紛争が生じた場合において、保険契約者、保険金受取人又は年金受取人（以下この条において「加入者」という。）から審査の求めがあったときに加入者が簡易に利用できる審査手続を整備する。

- 2 前項の審査手続においては、第三者により、公平、中立な審査が行われるものとする。
- 3 機構は、前項の審査の結果を尊重するものとする。

(年齢及び性別の誤りの処理)

第51条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢又は性別に誤りがあった場合において、保険契

約の効力発生日における年齢がその保険契約の締結時における当該契約種類に応じて規定する加入年齢の範囲外であるものについては、その保険契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から保険契約の効力発生日における年齢又は性別に基づいて保険契約を締結したものとして、機構の定めるところにより、その被保険者につき、その者に係る保険金額等の限度額を超えないように、保険約款及び保険料の算出方法書の定めるところにより保険金額を更正するものとする。

第2節 再保険の契約

(再保険の契約)

第52条 法第16条第1項の再保険の締結をする場合には、当該契約に次の事項を定めるものとする。

- (1) 再保険関係に係る再保険金額
- (2) 再保険期間
- (3) 再保険料率
- (4) 支払うべき再保険金の金額
- (5) 再保険料の收受
- (6) 再保険金の支払
- (7) 再保険料の払戻し
- (8) 当該契約の変更及び解除
- (9) 当該契約に係る資産の運用
- (10) 再保険責任に係る再再保険契約の締結の可否
- (11) 再保険配当の計算の方法
- (12) 機構のために積み立てる金額の計算の方法
- (13) 契約の解除による返戻金の金額

第3節 簡易生命保険管理業務の委託

(簡易生命保険管理業務の委託)

第53条 機構は、法第18条第1項の規定に基づき、生命保険会社その他の者との契約により簡易生命保険管理業務の一部を委託する。

2 前項の委託契約の締結に当たっては、次のいずれにも該当するものでなければならないものとする。

- (1) 当該委託が保険加入者（保険契約者、被保険者及び保険金受取人をいう。）の保護の観点から適当なものであること
- (2) 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること

3 前2項の場合には、第29条第3項から第5項まで、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「郵便貯金管理業務」とあるのは「簡易生命保険管理業務」と、「第15条」とあるのは「第18条」と、「郵便貯金委託業務」とあるのは「簡易生命保険委託業務」と、「郵便貯金管理業務受託者等」とあるのは「簡易生命保険管理業務受託者等」と読み替えるものとする。

第4章 郵便貯金資産の運用

(郵便貯金資産の運用の基本的考え方)

第54条 機構は、郵便貯金資産の運用を行うに当たっては、中期計画に定める運用計画及び年度計画に従い、次に掲げる方針により行うものとする。

- (1) 郵便貯金資産が郵便貯金の預金者から集められたものであり、かつ、将来の郵便貯金の払戻しの貴重な財源となるものであることに留意しつつ、事業の健全な経営の確保のために確実に有利な方法により運用を行うこと。
- (2) 郵便貯金資産の運用については市場に及ぼす影響を少なくするよう配慮すること。
- (3) 郵便貯金資産の運用の重要性にかんがみ、資産の運用に係る役割分担、責任体制を明らかにするなど、郵便貯金資産の運用体制の明確化を図ること。

(役員及び職員の責務等)

第55条 機構の役員及び職員は、多様化・高度化する運用商品及び運用手法に対応するための必要な研さんを積み、常に幅広く実践的な知識の習得を図っていくものとする。

(金融機関への預金)

第56条 機構は、金融機関への預金の方法により郵便貯金資産を運用するときは、法第28条第1項第2号に掲げる債券を担保として徴するものとする。

(特例資産保有のための運用)

第57条 機構は、整備法附則第6条第2項に規定する特例資産については、法第28条第1項の規定にかかわらず、同法第10条に規定する郵便貯金資産を当該特例資産の保有のために運用するものとする。

第5章 簡易生命保険資産の運用

(簡易生命保険資産の運用)

第58条 機構は、簡易生命保険資産の運用を行うに当たっては、第54条及び第55条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「郵便貯金資産」とあるのは「簡易生命保険資産」と、「郵便貯金の預金者」とあるのは「簡易生命保険の保険契約者」と、「郵便貯金の払戻し」とあるのは「簡易生命保険の保険金等の支払」と読み替えるものとする。

(預託)

第59条 法第18条第1項の規定により機構が業務を委託した生命保険会社への預託条件については、預託する資金の性質を考慮して決定する。

(地方債等)

第60条 機構は、簡易生命保険資産を法第29条第3号ロからニまでに掲げる債券に運用する場合には、1の発行機関の発行する債券の10分の5又は1の発行機関の1回に発行する債券の10分の6を超える割合の債券を取得しないものとする。

(社債等)

第61条 機構は、簡易生命保険資産を法第29条第3号へ及びトに掲げる債券（以下「社債等」という。）に運用する場合には、簡易生命保険資産の運用の健全性に配慮し、当該社債等の格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。）により付与された格付をいう。）及び発行条件（通常投資判断に重要な影響を及ぼすものとして認められる事項をいう。）により、当該社債等の元本の償還及び利息の支払の確実性を総合的に評価するものとする

(債券先物及び債券オプション)

第62条 機構は、簡易生命保険資産を債券先物又は債券オプションに運用する場合には、現物債券の価格変動の危険の防止又は軽減を目的とし、簡易生命保険資産の運用の健全性に配慮し、投機的な運用は行わないものとする。

(先物外国為替及び通貨オプション)

第63条 機構は、簡易生命保険資産を先物外国為替又は通貨オプションに運用する場合には、保有する外貨債（法第29条第3号リに掲げる有価証券のうち外国通貨をもって表示されるものをいう。）の為替変動の危険の防止又は軽減を目的とし、簡易生命保険資産の運用の健全性に配慮し、投機的な運用は行わないものとする。

(特例資産保有のための運用)

第64条 機構は、整備法附則第18条第2項に規定する特例資産及び同法附則第47条に規定する特例資産については、法第29条の規定にかかわらず、同法第10条に規定する簡易生命保険資産を当該特例資産の保有のために運用するものとする。

第6章 業務の委託

(業務委託の基準)

第65条 機構は、第29条及び第53条の規定に基づき委託するものとされた業務のほか、その組織の運営、関連情報システムの開発・運用等に関する業務のうち、機構が自ら実施することが効率的でないと認められる業務の全部又は一部を委託することがあるものとする。

第7章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約に関する基本的事項)

第66条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結するに当たっては、原則として、公告をして申込みをさせることにより競争に付さなければならないものとする。

(政府調達に関する協定に係る物品等の調達手続)

第67条 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他の国際約束の適用を受ける物品等の調達については、国際約束に定める手続に従って行うものとする。

第8章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(細則)

第68条 法令及びこの業務方法書に定めるものを除くほか、機構の業務の執行に関し必要な細則は、機構が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成19年10月1日から施行する。

(寄附金の配分を希望する団体の公募)

第2条 整備法附則第21条第1項の規定による寄附金の配分を希望する民間海外援助団体の公募は、次に掲げる事項を公表してこれを行うものとする。

- (1) 寄附金の配分を受けることができる民間海外援助団体の資格
- (2) 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間
- (3) その他必要な事項

(寄附金の配分を受けるための申請の手続)

第3条 寄附金の配分を希望する団体には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させるものとする。

- (1) 団体の名称及び住所
- (2) 団体の行う事業
- (3) 寄附金を使用して行おうとする民間海外援助事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期
- (4) 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎
- (5) 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期
- (6) その他機構において必要と認める事項

2 前項の申請書には、寄附金の配分を希望する団体の定款又は寄附行為(法人格のない団体にあっては、これらに準じた組織の規約)その他機構が定める書類を添付させるものとする。

(配分の決定内容等の通知)

第4条 整備法附則第21条第1項の決定をしたときは、その内容を寄附金の配分に係る申請をした団体に通知するものとする。

2 整備法附則第22条第1項の配分団体が守らなければならない事項を定めたときは、その内容を配分団体に通知するものとする。

(配分金の使途監査)

第5条 整備法附則第22条第2項の規定による監査は、書面監査及び実地監査又はこれらのいずれかにより行うものとする。

2 機構は、実地監査を行おうとするときは、配分団体に対し、あらかじめその日時を通知するものとする。

(配分金の返還)

第6条 整備法附則第22条第3項の規定により、配分団体に対して配分金の返還を求めるときは、次に掲げる事項を記載した返還請求書を送付するものとする。

- (1) 配分金の返還事由
- (2) 返還すべき金額
- (3) 返還の方法
- (4) 返還の期限

2 配分団体が配分金の返還の期限までに返還すべき金額を返還しなかったときは、機構は相当の延滞金を徴収することができるものとする。

(旧住宅積立郵便貯金の取扱い)

第7条 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第2条に規定する旧住宅積立郵便貯金の取扱いについては、第2章第2節第5款に定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、平成20年10月1日から施行する。